第五次我孫子市地球温暖化対策実行計画(事務事業網)

# あびこエコ・プロジェクト与

2021(令和3)年度~2025(令和7)年度 改定版



我孫子市マスコットキャラクター 手賀沼のうなきちさん



令和3年3月策定令和6年3月改定 党孫子市

# 目 次

		Page
第1章	計画策定の背景	1
1	国際的な流れと我が国の取り組み	1
2	我孫子市のこれまでの取り組み	2
第2章	基本的事項	4
1	計画の位置づけ	
2	計画の目的と役割	5
3	計画の範囲	6
4	計画の期間	7
5	計画の基準年	7
第3章	計画の目標	8
1	温室効果ガス総排出量の削減(地球温暖化対策実行計画の推進)	8
2	環境への負荷の低減(環境保全のための率先行動計画の推進)	13
3	市民・事業者の環境に配慮した行動の促進(「市民・事業者への環境関	配慮指針」
	の普及)	14
第4章	取り組み	15
1	温室効果ガス総排出量の削減(地球温暖化対策実行計画の推進)	15
2	環境への負荷の低減(環境保全のための率先行動計画の推進)	17
3	市民・事業者の環境に配慮した行動の促進(「市民・事業者への環境関	配慮指針」
	の普及)	20
第5章 🖺	†画の推進	21
1	推進体制	
2	研修	23
3	進行管理	23
資料編		24
1	関係法令	24
2	温室効果ガス総排出量の算出方法	
3	対象とする組織及び施設等	

# 第1章 計画策定の背景

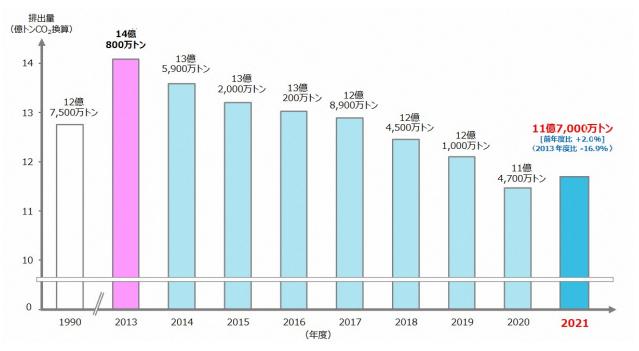
#### 国際的な流れと我が国の取り組み

2015 (平成 27) 年、フランス・パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みとして、法的拘束力を有した国際的な合意文書であるパリ協定が採択されました。パリ協定は、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を掲げており、各国はその目的を達成するための国内対策をとることとなりました。

我が国では、2021(令和3)年に「地球温暖化対策計画」が改定され、2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比で温室効果ガス排出量を46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明し、46%削減に向けた中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策が示されました。

2020(令和2)年10月には、首相の所信表明演説において、2050(令和32)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする方針が示されました。これに先立ち、市では、2020(令和2)年7月にゼロカーボンシティ宣言を表明しており、あびこエコ・プロジェクトもこれに則って進めていく必要があります。

2021(令和3)年度の我が国の温室効果ガス総排出量(確報値)は、11億7,000万トン(前年度比+2.0%、2013(平成25)年度比-16.9%)



注 1 「確報値」とは、我が国の温室効果ガスの排出・吸収目録(以下「インベントリ」という。)として気候変動に関する国際連合枠組条約(以下「条約」という。)事務局に正式に提出する値という意味である。今後、各種統計データの年報値の修正、算定方法の見直し等により、今回取りまとめた確報値が再計算される場合がある。なお、2021 年度温室効果ガス排出・吸収量の公表より速報値と確報値の公表を一本化した。

出典:環境省

図 1-1 我が国の温室効果ガス排出量(2021年度確報値)

#### 2 我孫子市のこれまでの取り組み

#### (1) あびこエコ・プロジェクト4までの取り組み

市では、2001 (平成 13) 年度に、市の事務・事業の環境負荷低減を目指す「環境保全のための率先行動計画」と、市の事務・事業からの温室効果ガス排出量の削減を目指す「我孫子市地球温暖化対策実行計画」をあわせた「第一次環境保全のための我孫子市率先行動計画」を策定し、以降、5年ごとに「あびこエコ・プロジェクト」として、取り組みを進めてきました。温室効果ガス排出量についての達成状況は次のとおりです。

表 1-1 我孫子市地球温暖化対策実行計画の達成状況(温室効果ガス排出量)

計画		概    要
第一次環境保全の	計画期間	2001 (平成 13) 年度~2005 (平成 17) 年度
ための我孫子市率	目 標	基準年度 1999(平成 11)年度比 10%削減
先行動計画	達成状況	2005 (平成 17) 年度において基準年度に対して 3%
(第一次計画)	建烧扒兀	削減。計画の目標は達成せず。
あびこエコ・プロ	計画期間	2006 (平成 18) 年度~2010 (平成 22) 年度
リジェクトⅡ	目 標	基準年度 2004(平成 16)年度比 7%削減
(第二次計画)	達成状況	2010 (平成 22) 年度において基準年度に対して
(知一人可凹)	建成机	10.1%削減。計画の目標を達成。
   あびこエコ・プロ	計画期間	2011 (平成 23) 年度~2015 (平成 27) 年度
ジェクト3	目 標	基準年度 2009(平成 21)年度比 6%削減
フェフト 3   (第三次計画)	達成状況	5 年間の平均で 7.5%削減。
(第二人司四)	建烧机机	計画の目標を達成。
あびこエコ・プロ	計画期間	2016 (平成 28) 年度~2020 (令和 2) 年度
ジェクト4	目 標	基準年度 2014 (平成 26) 年度比 4%削減
(第四次計画)	達成状況	2019 (令和元) 年度実績で基準年度比 1.5%増加。

国が新たに表明した目標に向けて、温室効果ガス排出量の削減と環境負荷の低減を進めていくためには、ごみの減量に向けた施策の展開、市の事務・事業における燃料・電気使用量の削減を一層進めていくことが必要です。

第四次計画における市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の状況は次のとおりです。区分別にはごみの焼却に伴うものが全体の約7割を占めています。

表 1-2	あびこTコ	・プロジェクト4	(第四次計画)	温室効果ガス排出量の状況
T -		<b>ノロノエノ・・</b>		

						第四次	欠計画			
	区分	単位	基準年 2014 (平成26) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	対基準年 増減率	目標年 2020 (令和2) 年度
温室	室効果ガス総排出量	t-CO <sub>2</sub>	26, 794	27, 648	26, 946	27, 291	27, 184	27, 728	3. 5%	25, 720
	電気、燃料、公用車の 使用に伴う温室効果ガス	t-CO <sub>2</sub>	8, 994	9, 358	9, 601	9, 416	8, 952	9, 179	2. 1%	8, 634
	燃料の使用(施設)	t-CO <sub>2</sub>	1, 379	1, 673	1, 828	1, 781	1, 668	1, 977	43. 3%	1, 324
	燃料の使用(自動車)	t-CO <sub>2</sub>	328	315	329	323	296	266	-18. 9%	315
	電気の使用	t-CO <sub>2</sub>	7, 274	7, 359	7, 432	7, 300	6, 977	6, 925	-4. 8%	6, 983
	その他	t-CO <sub>2</sub>	12	12	13	12	12	10	-16. 7%	12
	ごみの焼却	t-CO <sub>2</sub>	17, 800	18, 290	17, 345	17, 875	18, 231	18, 549	4. 2%	17, 090
対前	前年増減量	t-CO <sub>2</sub>	-	-1, 115	-702	345	-107	544	2. 0%	-
対基	<b>基準年累積増減量</b>	t-CO <sub>2</sub>	ı	854	152	497	390	934	3. 5%	4. 0%

注1. メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン (HFC) は二酸化炭素に換算して示しています。

注2. 端数処理の関係で合計が合わないことがあります。

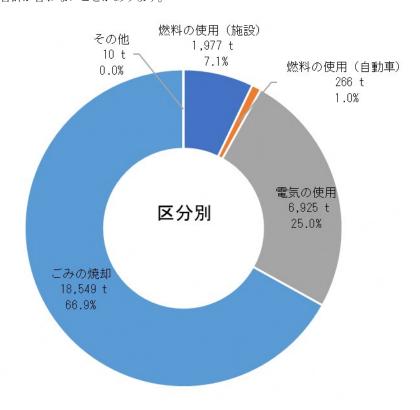


図 1-2 温室効果ガス排出量の状況(2020(令和2)年度集計結果)

(2) あびこエコ・プロジェクト5(計画期間:令和3年度~7年度)について

「あびこエコ・プロジェクト5」は、令和3年3月に策定しました。当初の計画では温室効果ガス総排出量の削減目標を基準年度比9%に設定しました。

しかし、令和3年10月に国の「地球温暖化対策計画」及び「政府実行計画」が改定され、温室効果ガス総排出量の削減目標が大きく変更されました。国の計画と整合性を図るため、今回「あびこエコ・プロジェクト5」の目標値と取り組みについて見直しを行うこととしました。

# 第2章 基本的事項

#### 計画の位置づけ

「我孫子市地球温暖化対策実行計画」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条 第 1 項の規定に基づく、市の事務及び事業により排出される温室効果ガスの削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画です。

「環境保全のための我孫子市率先行動計画」は、「我孫子市環境条例」及び「我孫子市第二次 環境基本計画」に基づく、事業者である市が率先して環境への負荷を低減させるための計画で す。

「あびこエコ・プロジェクト」は、これらの2つの計画をあわせたもので、さらに、市民や 事業者が環境に配慮した行動に取り組むことを目指した「市民・事業者への環境配慮指針」の 普及を推進するものです。

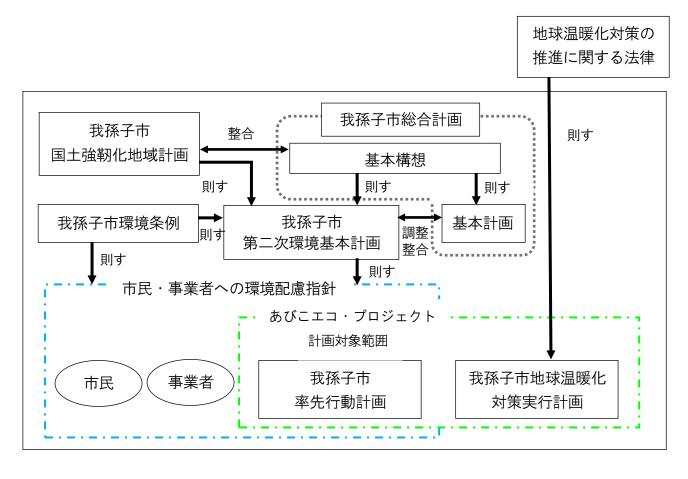


図 2-1 計画の位置づけ

#### 2 計画の目的と役割

#### (1) 計画の目的

- ●市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減
  - =「我孫子市地球温暖化対策実行計画」の推進
- ●市の事務・事業に伴う環境への負荷の低減
  - 二「環境保全のための我孫子市率先行動計画」の推進
- ●市民・事業者の環境に配慮した行動の促進
  - 二「市民・事業者への環境配慮指針」の普及

#### (2) 計画の役割

- ■温室効果ガス排出量の現況を明らかにするとともに、削減目標を定めます。
- ■温室効果ガス排出量の削減目標達成に必要な取り組みを示します。
- ●市の事務・事業に伴い生じる環境への負荷要因を明らかにするとともに、達成目標を定めます。
- ■環境への負荷を低減するための達成目標の実現に必要な取り組みを示します。
- ●環境配慮指針の普及のための指標・目標を定めます。
- ●環境配慮指針の普及・啓発のための取り組みを示します。
- 計画を推進するための体制、進行管理の方法を示します。

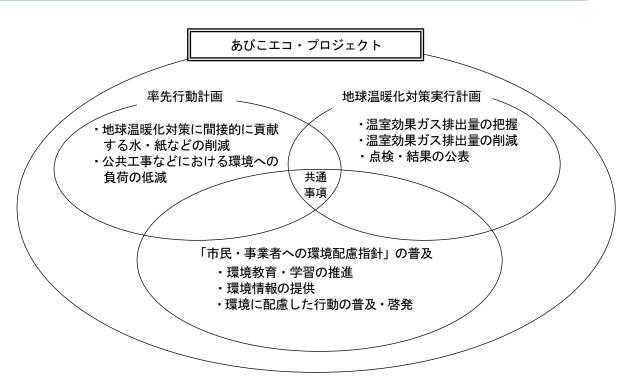


図 2-2 あびこエコ・プロジェクトのイメージ

#### 計画の範囲

3

#### (1) 対象とする事務及び事業の範囲

本計画は、市が実施する全ての事務及び事業を対象とします。指定管理者制度等により、管理・運営を外部へ委託している施設も含みます。(資料編P28~32参照)

この計画で対象とする範囲は、市長部局、消防本部、水道局、教育委員会、議会事務局、監 查委員事務局、農業委員会事務局及び選挙管理委員会事務局における全ての事務及び事業とな ります。

なお、環境省の「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル」及び「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づき、あびこエコ・プロジェクト5では、これまで温室効果ガス排出量の算定対象に含めていなかった次の項目についても、算定対象とします。

- ◇指定管理者制度導入施設及び運営を委託している施設における温室効果ガス排出量
- ◇街路灯・公園灯における温室効果ガス排出量
- ◇し尿処理による温室効果ガス排出量

民間に委託して行う事業(ごみの収集に使用する自動車の燃料使用量など)は、温室効果ガス排出量の算定対象とはしませんが、本計画に定める取組事項の実施を要請します。

なお、所属の変更など組織に変更があった場合、現計画は現状のままとし、次期計画において対応するものとします。そのため、現計画では、以下のように対応するものとします。

変更の範囲	変更後の対応
所属の変更	新たな所属とともに個別に実績を把握し、基準年と比較する際に支障 のないように配慮する。
施設の廃止	廃止年度の翌年度から実績の把握を終了する。
施設の新設	基準年との比較ができないことから、現計画における排出量には含めないが、新設後は個別に実績を把握し、次期計画における参考資料とする。

表 2-1 組織変更の範囲と対応

#### (2) 対象とする温室効果ガスの範囲

本計画が対象とする温室効果ガスの範囲は、以下の4種類とします。

- ①二酸化炭素(CO2)
- ②メタン (CH4)
- ③一酸化二窒素(N2O)
- ④ハイドロフルオロカーボン (HFC)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、温室効果ガスの総排出量の算定にあたり 7 種類の物質(下表の①~⑦)を温室効果ガスとして規定しています。

市の事務・事業から排出される温室効果ガスは①~④の4種類であるため、⑤~⑦については除外します。

ガス種類		人為的な発生源					
①二酸化炭素(CO2)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。温室効果への寄与が最も大きい。					
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。					
②メタン (CH4)	自動車の走行や、燃	料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。					
③一酸化二窒素 (N2O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。						
④ハイドロフルオロカ ーボン(HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。						
⑤パーフルオロカー	半導体の製造、溶剤	等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される(地方公					
ボン(PFC)	共団体では、ほとんと	ご該当しない)。					
⑥六ふっ化硫黄	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等						
(SF6)	に排出される(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。						
⑦三ふっ化窒素	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられている						
(NF3)	NF3) (地方公共団体では、ほとんど該当しない)。						

表 2-2 温室効果ガスの種類

#### 4 計画の期間

計画期間は、2021(令和3)年度から2025(令和7)年度の5年間とし、本計画は国の「地球温暖化対策計画」が改定されたことを踏まえた見直しの計画とします。

なお、本計画の最終的な評価は、計画期間の最終年度である 2025 (令和7) 年度の結果を踏まえた上で、2026 (令和8) 年度に実施します。

### 5 計画の基準年

本計画の基準年は、2018 (平成30)年度とします。

# 第3章 計画の目標



- 1 温室効果ガス総排出量の削減
  - ~ 地球温暖化対策実行計画の推進 ~
- 2 環境への負荷の低減
  - ~ 環境保全のための率先行動計画の推進 ~
- 3 市民・事業者の環境に配慮した行動の促進
  - ~「市民・事業者への環境配慮指針」の普及 ~

#### 温室効果ガス総排出量の削減(地球温暖化対策実行計画の推進)

#### (1) 温室効果ガス総排出量の現状

本計画の基準年である 2018 (平成 30) 年度の温室効果ガス総排出量は、二酸化炭素換算で 26,273 トンでした。

内訳をみると、施設や自動車の燃料使用に伴う排出量が 2,494 トン、電気の使用に伴う排出量が 8,002 トン、ごみ焼却に伴う排出量が 15,435 トン、し尿処理に伴う排出量が 330 トン、その他が 12 トンとなっています。

本計画から新たに追加する区分については、施設での燃料・電気の使用に伴う排出量のうち、 運営を委託または指定管理者制度を導入している施設分は 988 トン、電気の使用に伴う排出 量のうち、街路灯・公園灯分は 790 トンとなっています。

なお、それぞれの数値は、環境省が策定した「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」 に基づいて算出しています。

表 3-1 あびこエコ・プロジェクト5(第5次計画)温室効果ガス排出量の現状(2018(平成30)年度)

区分	項目	燃料使用	電気使用	自動車の 走行	HFC	ごみの焼却	し尿処理	計	割合
		kg-CO2	kg-CO2	kg-CO2	kg-CO2	kg-CO2	kg-CO2	kg-CO2	%
1	市役所庁舎	229,022	1,433,789	4,240	1,101	0	0	1,668,153	6.4%
1-1	本庁舎	82,170	275,310	951	315	0	0	358,745	1.4%
1-2	東別館	44,945	1,058,555	2,105	386	0	0	1,105,991	4.2%
1-3	西別館	93,880	85,952	1,114	372	0	0	181,317	0.7%
1-4	分館	8,028	13,973	69	29	0	0	22,099	0.1%
2	水の館	65,393	312,112	304	143	0	0	377,952	1.4%
3	行政サービスセンター	1,835	29,785	0	0	0	0	31,620	0.1%
4	コミュニティ施設	134,806	438,820	0	0	0	0	573,626	2.1%
5	福祉施設	241,524	168,779	920	215	0	0	411,438	1.6%
6	保育園	60,150	60,738	27	43	0	0	120,957	0.5%
7	クリーンセンター	81,732	1,599,535	554	243	15,434,947	329,705	17,446,715	66.4%
8	消防本部	230,985	90,526	1,952	787	0	0	324,250	1.2%
9	水道局	82,920	1,731,619	173	172	0	0	1,814,883	6.9%
10	教育委員会	283,603	603,408	952	415	0	0	888,377	3.4%
11	学校	1,082,394	1,532,987	0	0	0	0	2,615,380	10.0%
合計		2,494,363	8,002,098	9,122	3,117	15,434,947	329,705	26,273,353	100.0%

- 注1. 表中の数値は第五次計画の算定方法に基づき算出しています。
  - 2. メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン (HFC) は二酸化炭素に換算して示しています。
  - 3. 端数処理により、表中の合計は一致しない場合があります。

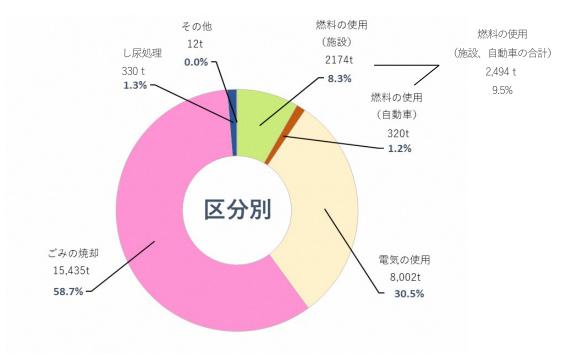


図3-1 温室効果ガス排出量の状況(2018(平成30)年度集計結果)

#### (2) 温室効果ガス総排出量の削減目標

# 2025 (令和7) 年度までに温室効果ガス総排出量を 基準年2018 (平成30) 年度比 **12%** 削減

本計画では次に示す視点から目標を設定することとし、合計で12%の削減を目指します。

#### ① 燃料・電気使用・自動車の利用に伴う温室効果ガス排出量:一23%

国の「地球温暖化対策計画」で示されている、エネルギー起源二酸化炭素排出量のうち、「業務その他部門」の削減目標(2030年度に2013年度比51%削減)を目安とします。

市の 2013 年度の燃料・電気使用量・自動車の利用に伴う温室効果ガス排出量は、本計画の算定方法を用いた場合、11,555 トンとなります。2013 年度比で 2030 年度に 51%削減とすると 5,662 トンとなり、本計画開始年から毎年同率で削減すると仮定した場合、2025年度には 8,079 トン、基準年である 2018 年度比では 23%削減することになります。



図3-2 燃料・電気使用量・自動車の利用に伴う温室効果ガス排出量削減目標

#### ② ごみの焼却・し尿処理に伴う温室効果ガス排出量:一4%

過去の実績と今後の見通しから、ごみの焼却に伴う温室効果ガス排出量は、4%削減という 目標を設定します。

参考:国の「地球温暖化対策計画」で示されている非エネルギー起源二酸化炭素排出量の削減目標は、2030年度に2013年度比15%削減となっています(他に、メタン11%削減、一酸化二窒素17%削減等の目標も示されています)。

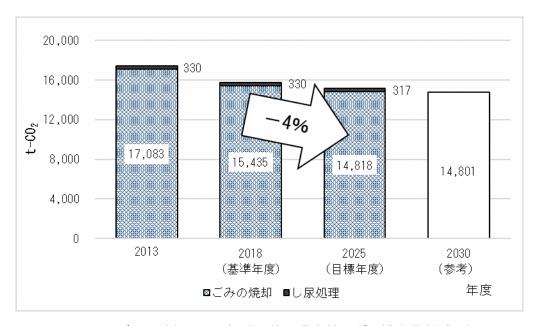
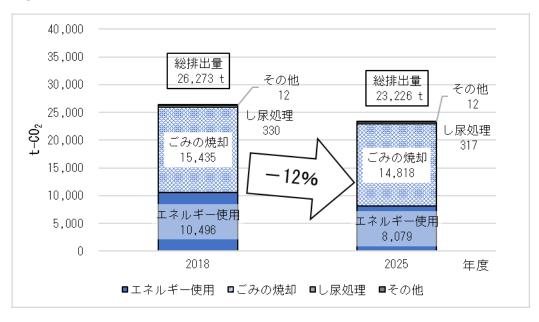


図3-3 ごみの焼却・し尿処理に伴う温室効果ガス排出量削減目標

#### ③ 温室効果ガス総排出量(①・②の合算): -12%

① 、②から、あびこエコ・プロジェクト全体としては、削減目標を12%とします。



注. グラフ中のその他は、自動車の走行・カーエアコンの使用による温室効果ガス排出量を指します。

図 3-4 温室効果ガス総排出量削減目標

表 3-2 あびこエコ・プロジェクト5 削減の目安

	項目	目標	基準年度 (2018年度) 温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	目標年度 (2025年度) 温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
	施設利用に伴う燃料		2, 174	1, 673
エネルギー使用	自動車利用に伴う燃料	23%削減	320	246
	電気		8, 002	6, 160
ごみの焼却		4%削減	15, 435	14, 818
し尿処理		470月170	330	317

#### 環境への負荷の低減(環境保全のための率先行動計画の推進)

2

環境負荷低減のための達成目標は、直接温室効果ガス排出量の算定に反映されませんが、市の事務・事業によって生じる環境への負荷を可能な限り減らしていくために、設定するものです。

本市の活動は、「自動車の利用」「施設の利用」「工事の実施」「自然の利用」に大きく分けることができます。これらの活動によって、下の図3-5に示すような環境への負荷が生じることになります。

それぞれの区分の活動によって生じる環境への負荷に対して、負荷量の低減に資する指標を 抽出し、達成目標を設定することで、取り組みを推進します。

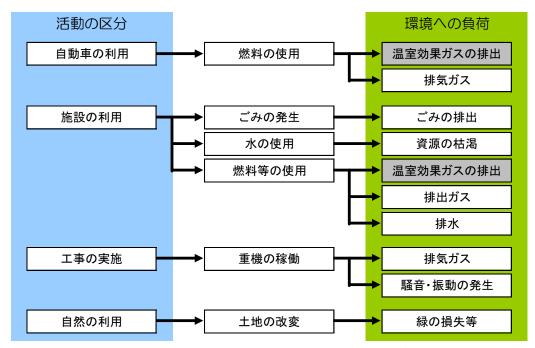


図3-5 市の活動によって生じる環境への負荷

表 3-3 環境負荷低減のための指標・目標

活	動区分						項	目						目標	基準年 (2018年度)	目標年 (2025年度)
市	自動車(利			気 ガ 荷	ての	に よ 低	: る 減	低	公旨	害:	車	割	合	6ポイント増加	48. 9%	54. 8%
٥								用	紙	購	,	λ	量	5%削減	20, 274, 465枚	19, 260, 742枚
事			ごリ	み ( サイ		載 量 ✓の 推		1購	人あ	た入		用	紙量	5%削減	15, 877枚	15, 083枚
務	施設(	か						廃	棄物	」発	生	量	Ж	5%削減	4, 506kg	4, 281kg
127		-	水	の適	正	な利	」用	水	道	使		用	量	5%削減	242, 744m <sup>3</sup>	230, 607m <sup>3</sup>
業			再 ギ	生 可 一	能	エ ネ 導	ル入		生 可 一	「能 導			ル 量	2,020kW増加 ※うちバイオマス発 電1,990kW(クリー ンセンター)	100kW	2120kW
自然	+ n =11			の損				市	内の	緑 <b>(</b>	の確	重 保	뻬	8ha増加	1, 609ha	1, 617ha
自然	然の 利り	ij	影 (生	響 E き 物	の 1と	低 の共	減 <u>存)</u>	都	市:	公	遠	面	積	8ha増加	150ha	158ha

※廃棄物発生量に関して目標を定めるのは市役所庁舎のみ

#### 市民・事業者の環境に配慮した行動の促進(「市民・事業者への環境配慮指針」の普及)

市では環境負荷低減のために、下の表 3-4 にある助成制度を設けています。「市民・事業者への環境配慮指針」の普及状況は、この制度の活用状況ではかることとします。

#### ●補助事業の交付状況

表3-4 「市民・事業者への環境配慮指針」の普及のための指標・目標

	項目	目標 (増加数)	基準年 (2018年度)	目標年 (2025年度)
	コンポスト・ぼかし容器	176基		
生ごみ 処理機	機械式生ごみ処理機	141基	13, 303基	13, 620基
,	計	317基		
再生可能 省エネ	エネルギー・ ルギー設備 <sup>※</sup>	840件	1, 488件	2, 328件
雨水原	雨水貯留タンク		619件	710件
高度処理型	合併処理浄化槽	245基	496基	741基

注. 基準年・目標年に示す数値は、補助事業開始からの延べ数。高度処理型合併処理浄化槽については、2004(平成 16) 年度からの延べ数。

市の職員は、「市民・事業者への環境配慮指針」に示した行動を進んで実践し、市民の模範となることによって、市民・事業者の環境に配慮した行動の促進を図ることが必要です。そのため、次の目標を設定します。

●市役所庁舎勤務の職員によるノーカーデー\*1実施率2025(令和7)年度の実施率を 50% とする

<sup>※</sup>省エネルギー設備: 2020(令和2)年度時点での補助対象設備は、蓄電池、エネファーム、断熱窓などです。

<sup>\*1</sup> ノーカーデー:マイカーで通勤している職員が月に2回公共交通機関等により通勤することを目標として実施

# 第4章 取り組み

本計画では、市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減や環境への負荷の低減を図るとともに、市民や事業者の環境に配慮した行動を促進します。

そのためには、職員一人ひとりが、自らが関わる事務・事業による環境への影響について理解を深めるとともに、市の事務・事業に携わる職員として、さらには市民のひとりとして、環境に配慮した取り組みを積極的に進めることによって、環境への負荷を減らしていくことが必要です。

#### 1

#### 温室効果ガス総排出量の削減(地球温暖化対策実行計画の推進)

#### (1) エネルギー使用量の削減

取組の目標	具体的な取り組み							
照明の適正な利用	<ul><li> 昼休みの消灯</li><li> 屋外からの採光に合わせた窓際の消灯</li><li> 廊下やトイレ等の間引き点灯</li><li> 使用していない部屋の消灯</li><li> トイレの非使用時の消灯</li><li> 残業時必要な範囲のみ点灯</li></ul>							
空調の適正な利用	<ul> <li>冷房は室温28℃を目安に設定</li> <li>暖房は室温20℃を目安に設定</li> <li>エコルック(ウォームビズ・クールビズ)の推進</li> <li>状況に応じた外気の取り入れ・換気システムの活用</li> <li>使用していない部屋の空調停止</li> <li>空調の稼働時間の短縮</li> <li>適切な加湿・除湿の実施</li> <li>ブラインド・カーテンの有効活用</li> <li>緑のカーテンの推進</li> <li>空調機のフィルターの定期的な清掃</li> </ul>							
〇A機器の適正な利用	<ul><li>PC非使用時の電源OFF</li><li>OA機器の節電設定</li><li>コピー機省電力モードの利用</li></ul>							
施設の適正管理	照明器具の定期的な清掃と交換 反射板照明の導入 空調機のフィルターの定期的な清掃と交換 熱源機器(ボイラー等)の定期的な点検 熱源機器の低負荷運転の実施 空調の使用時期と時間の調整 照明の連続的な点灯が必要でない箇所へ人感センサーを導入 夜間外灯照明の減灯							
省エネルギー設備の導入	<ul> <li>LED など省エネルギー型照明への転換</li> <li>省エネルギー型の〇A機器の導入</li> <li>経年変化等により効率が低下したポンプの更新</li> <li>エネルギー消費効率の高い空調設備への更新</li> <li>その他設備の更新時に省エネルギー設備の導入</li> </ul>							

取組の目標	具 体 的 な 取 り 組 み
その他の取り組み	<ul><li>階段利用(エレベーターの使用を控える)</li><li>待機電力の削減(コンセントを抜くなど)</li><li>ノー残業デーの徹底</li><li>温水洗浄便座の適正使用(冬季以外の使用を控える、蓋を閉める等)</li></ul>

#### (2) 自動車による負荷の低減

取組の目標	具 体 的 な 取 り 組 み
自動車の適正利用	<ul> <li>低公害車の導入         ハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車、低燃費車など         (九都県市指定低公害車*2に基づく)</li> <li>公用車の利用台数を調査し、車両台数を削減</li> <li>出張時等の相乗り・公共交通機関の利用推進</li> <li>タイヤ空気圧等の定期的な点検・整備</li> <li>アイドリング・ストップなどエコドライブの推進</li> <li>公用車は、低公害車・低燃費車を優先的に利用</li> <li>公用自転車の利用の推進</li> <li>不要な貨物の積載を抑制</li> <li>走行ルートを事前に把握する等公用車の効率的使用</li> <li>運行日誌の入力の徹底による走行距離・給油量の把握</li> </ul>

#### 《エコドライブ 10 のすすめ》 エエふうけいに、あいたいね。

- エンジンブレーキを使いましょう。 停止位置を予測して、早めのアクセルオフ
- **こ** エアコンの使用は控えめに。 エアコンの温度設定はこまめに調節
- ふんわりアクセルeスタート。 発進は一呼吸おいて徐々にアクセル
- **う**) 運転は加減速を少なく。 車間距離にゆとりをもって、加減速の少ない運転をしましょう
- (よび) 計画的なドライブを。 出かける前に渋滞等の情報をチェックしましょう
- (でする) 荷物は必要なモノだけを。 不要な荷物を積まないようにしましょう
- **ジ** アイドリング・ストップ。 無用なアイドリングをやめましょう
- (位) 違法駐車はやめましょう。 渋滞を招くので、違法駐車はやめましょう
- **②** タイヤの空気圧をチェック。 タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう

出典: 九都県市あおぞらネットワーク

<sup>\*2</sup> 九都県市指定低公害車:九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)が環境への負荷が少ない低公害車を広く普及し、自動車メーカー等による低公害車の開発を促進するために低公害車指定制度によって指定している低公害車

#### 環境への負荷の低減(環境保全のための率先行動計画の推進)

#### (1) 環境配慮契約・グリーン購入の推進

取組の目標		具体的な取り組み	
環境配慮契約の推進	<ul><li>「我孫子市グリーン購入等に係る基本方針」に基づいた電気事業者との契約の推進</li><li>リース契約時の環境配慮型機器の優先</li><li>プロポーザル方式の契約時の環境配慮技術の考慮</li></ul>		
グリーン購入の推進	紙類 ED刷物	<ul> <li>□ コピー用紙は総合評価値*380ポイント以上で、可能な限り古紙配合率が高いものを購入</li> <li>トイレットペーパーは古紙パルプ配合率100%の物を採用</li> <li>総合評価値が80ポイント以上の用紙を使用</li> <li>表面加工は避けるなど、リサイクルしやすい印刷発注</li> <li>植物油インキなど環境に配慮したインキを使用</li> <li>リサイクル適正を表示</li> </ul> リサイクル適正表示の例 リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。	
	文具類	● 詰め替え可能な製品、再生素材で作られた製品を購入	
	作業服	● 再生 PET 樹脂由来の繊維を使用した製品を採用	
	その他	<ul> <li>物品の計画的な購入、共同利用の検討</li> <li>国の調達方針やグリーン購入取組ガイドラインに適合した製品、エコマーク・グリーンマークなど環境ラベリング製品の購入</li> <li>「我孫子市グリーン購入等に係る基本方針」、「我孫子市グリーン購入調達ガイドライン」に基づいた物品の購入</li> </ul>	

参考:環境ラベルの例













エコマーク (環境保全商品)

グリーンマーク (古紙原料製品)

省エネラベリング制度 マーク(2種) 植物油インキ マーク ペットボトル リサイクル推奨マーク

\*3 総合評価値:基本項目(古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他持続可能性を目指したパルプ利用割合)及び加点項目(白色度・坪量・塗工量)の評価値から算出されます。

総合評価値の表示例:



#### (2) ごみの減量・リサイクルの推進

取組の目標	具 体 的 な 取 り 組 み		
廃棄物の減量、 リサイクルの推進	<ul> <li>3R 活動の推進</li> <li>分別の徹底</li> <li>ごみ箱の数の適正化</li> <li>トナーカートリッジの再生利用</li> <li>資料配布時の封筒の使用廃止</li> <li>修繕等による備品・事務用品の長期利用</li> <li>物品の再使用の促進(ファイル・封筒など)</li> <li>廃食用油石けんの積極的な採用</li> <li>マイバッグ・マイ箸・マイボトルの使用推進</li> <li>食品ロスの削減</li> </ul>		
用紙の使用量を削減	<ul> <li>両面印刷・集約印刷の励行</li> <li>必要部数を確認し、印刷枚数を削減</li> <li>PC画面での確認の励行</li> <li>ミスコピーや不要になった片面印刷物の再利用</li> <li>ペーパーレス化の推進(文書や資料の共有、庁内照会等のオンライン化、庁内 LAN の無線化による会議等)</li> </ul>		

#### (3) 水の適正な利用

取組の目標	具 体 的 な 取 り 組 み
節水の推進	<ul><li>水を無駄に流さないなど、日常的な節水の励行</li><li>給水設備の定期的な点検</li><li>トイレ等は節水型製品を導入</li><li>流水音発生装置の導入</li></ul>

# (4) 公共施設整備における負荷の低減

取組の目標	具 体 的 な 取 り 組 み		
法令遵守の徹底	● 施設の管理・整備にあたり、環境配慮契約法などの遵守		
環境への負荷の少ない工事	<ul> <li>低公害型の工法や建設機械の採用</li> <li>副産物*4の有効利用</li> <li>副産物の少ない資材の採用</li> <li>排水の再生利用(中水利用)を考慮</li> </ul>		
再生可能エネルギー・省エ ネルギー設備の導入	<ul><li>● 省エネルギー型の照明・空調の導入</li><li>● 太陽光発電など再生可能エネルギー設備の導入</li><li>● 断熱性の高い施設の整備</li><li>● 公共施設の ZEB 化の推進</li></ul>		
水利用の合理化	<ul><li>トイレ用水や散水用水等への施設内の水の再利用・循環利用を推進</li><li>雨水貯留槽等の設置によるトイレ用水や散水用水への雨水利用推進</li><li>節水型製品の導入</li><li>雨水浸透桝や透水性舗装など、雨水の地下浸透の推進</li></ul>		

<sup>\*4</sup> 副産物:建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源と廃棄物を含んだものです。

#### (5) 緑の損失などによる影響の低減(生き物との共存)

取組の目標	具体的な取り組み			
敷地内の緑地の適正管理	● 化学肥料・薬剤等の適正使用			
敷地内の緑化	<ul><li>地域特性に配慮した樹木の選定</li><li>屋上緑化の導入</li></ul>			

#### (6) 職員の意識向上

取組の目標	具 体 的 な 取 り 組 み			
環境に対する職員の意識の 向上	<ul><li>● 庁内外で行われる環境、地球温暖化に関する研修等への参加</li><li>● 計画の取り組み内容等の情報共有</li></ul>			

#### 《公共施設における再生可能エネルギーの導入》

市では、市内の公共施設への再生可能エネルギーの積極的かつ効果的な導入の推進を図り、 温室効果ガス排出量の削減や環境負荷の低減、災害時の電源確保とともに、市民や事業者の再 生可能エネルギーの理解に向けた啓発等を目指しています。

表 4-1 市内の公共施設への再生可能エネルギーの導入状況

施設名称	種別	出力(kW)	蓄電池容量 (kW)
土木センター(旧ふれあい工房)	太陽光発電	10	_
我孫子第三小学校	太陽光発電	10	_
近隣センターふさの風	太陽光発電	10	_
我孫子第四小学校	太陽光発電	10	—
生涯学習センターアビスタ	太陽光発電	10	_
根戸小学校	太陽光発電	10	15
我孫子第二小学校	太陽光発電	10	15
新木小学校	太陽光発電	10	15
我孫子市役所本庁舎	太陽光発電	20	30
クリーンセンター	バイオマス	1,990	_

# 3

# 市民・事業者の環境に配慮した行動の促進(「市民・事業者への環境配慮指針」の普及)

# (1) 環境教育・学習の推進

取組の目標	具 体 的 な 取 り 組 み
環境教育・学習の推進	<ul><li>市民環境講座の開催</li><li>環境学習の場の提供</li><li>自然観察の場の提供</li></ul>

# (2) 環境情報の提供

取組の目標	具 体 的 な 取 り 組 み
環境情報の提供	<ul><li>市域の環境情報等を広報・ホームページに掲載</li><li>あびこエコ・プロジェクトの点検・評価報告書を公表</li></ul>

# (3) 環境に配慮した行動の普及・啓発

取組の目標	具 体 的 な 取 り 組 み
環境に配慮した行動の 普及・啓発	<ul> <li>「市民・事業者への環境配慮指針」の実践と普及</li> <li>市民団体との連携による普及啓発活動の実施</li> <li>環境に配慮した行動例の広報・ホームページへの掲載</li> <li>再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入、その他環境保全活動に係る補助制度等の紹介</li> <li>緑のカーテンの推進</li> <li>毎月2回のノーカーデーの実施</li> <li>公共交通機関、自転車、徒歩による通勤の推進</li> </ul>

# 第5章 計画の推進

#### 1 推進体制

計画の実効性の確保には、策定した計画を実行することはもとより、進捗状況を点検・評価し、必要に応じた計画の見直しを行うことが必要です。

本計画では、このような計画の策定(Plan)、計画の実行(Do)、計画の点検・評価(Check)、計画の見直し(Action)を行う一連のサイクル(いわゆる PDCA サイクル)を繰り返すことにより、計画の改善を図りながら、目標の達成をめざして、計画を推進していきます。

#### (1) 全庁体制

本計画の目的は、市のすべての事務・事業から排出される温室効果ガスの抑制と環境への負荷の低減、「市民・事業者への環境配慮指針」の普及です。したがって、全庁的に取り組みを進める必要があることから、次の体制で計画を推進します。

計画の推進体制は、市長を本部長、副市長を副本部長とした「あびこエコ・プロジェクト推進本部」を計画の推進、進行管理の中心とします。また、庁議構成員を推進本部員とし、管轄する施設での取り組みを管理・監督します。その下に計画の推進・進行管理や点検・評価、見直しを行う「あびこエコ・プロジェクト推進責任者」を設置します。

特に省エネルギーについては、市長をエネルギー管理責任者、副市長をエネルギー管理副責任者、庁議構成員をエネルギー監視員として、取り組みを推進する体制とします。各部局ごとでは、市長部局は財政部長、教育委員会部局は教育総務部長、水道局は水道事業管理者が、エネルギー管理統括者としてそれぞれ省エネルギー設備の導入などを統括的に推進します。

なお、「あびこエコ・プロジェクト推進本部」の事務局は、地球温暖化対策を担当する手賀沼課に置くものとし、エネルギーを総括的に管理する担当課である資産管理課・教育委員会総務課・水道局工務課と、ごみの減量・資源化の推進を担当する手賀沼課資源循環推進室と連携していきます。

#### (2) 組織体制

本計画では、それぞれの部署・施設等が自らの部門の特性に応じた取り組みを推進する 必要があります。したがって、各部署・施設等においても、次に示す役割分担により、計 画を推進します。

- ① あびこエコ・プロジェクト推進本部員(エネルギー監視員)
  - 「あびこエコ・プロジェクト推進責任者」を通じて、管轄する施設の管理、監督、 指導を行います。
  - •「あびこエコ・プロジェクト推進本部」本部員として、計画の推進等を統括します。
- ② あびこエコ・プロジェクト推進責任者
  - 各課長は「あびこエコ・プロジェクト推進責任者」として、自らの課の計画の推進 を統括します。
  - 取り組みの実施状況や目標の達成状況が低い場合は、改善プランを作成し「あびこエコ・プロジェクト推進本部」に報告します。
- ③ あびこエコ・プロジェクト推進担当者
  - 「あびこエコ・プロジェクト推進担当者」として指名されたものは、自らの課等の計画を率先して推進します。
  - 自らの課等に対して計画を周知し、所属する職員への取り組みを促進します。
  - 自らの課等の取組状況を把握します。
  - 自らの課等の計画の点検を行います。
- 4 職員

各職員は、計画の意義と内容を十分に理解し、自ら積極的に取り組みます。

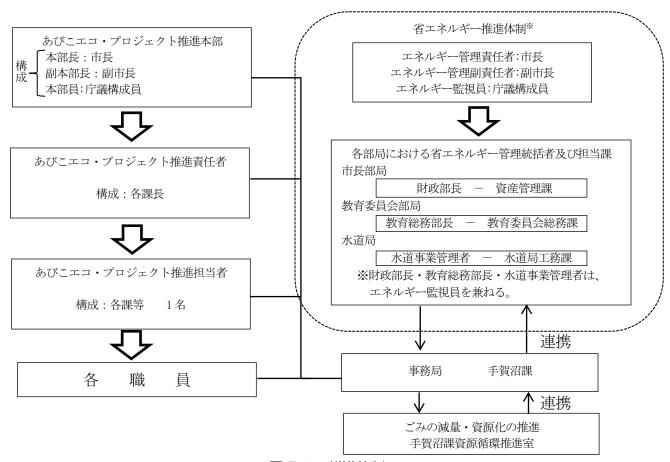


図 5-1 推進体制

<sup>※</sup> 省エネルギー推進体制:省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)に対応するため、省エネルギー設備の導入やエネルギー使用状況の管理に関して特に取り組みを進める体制として位置づけています。

#### 2 研修

計画の確実な実行のためには、すべての職員が本計画の内容をよく理解し、地球温暖化問題や環境への負荷の低減に対する取り組みの重要性と本計画の意義を十分に理解した上で計画を推進していく必要があります。計画の内容を職員に広く周知するとともに、研修等を行うことによって職員の意識の向上と取り組みの促進を図ります。

- ●職員に対して、「あびこエコ・プロジェクト」や「市民・事業者への環境配慮指針」に関する研修会を実施し、計画の周知と行動の着実な実施を図ります。
- ●職員に対して、環境に関する研修を実施するとともに、シンポジウムや講演会への職員 の参加を進めることで、環境保全への理解と意識の高揚に努め、取り組みの促進を図り ます。
- ●事務局は、適宜情報提供を行い、各課での日常的な取り組みの促進を図ります。

#### 3 進行管理

計画の進捗状況を把握し、計画をより実効性のあるものとするためには、点検・評価が 重要な役割を担います。各所属の取組状況や目標の達成状況については、報告書としてと りまとめ、広報・ホームページなどで公表します。

#### (1) 計画の点検・評価

- ●「あびこエコ・プロジェクト推進本部」は、次の①~③について、「あびこエコ・プロジェクト<温室効果ガス排出量等調査結果>報告書」として、年度ごとにとりまとめます。
  - 1温室効果ガス排出量の状況
  - ②環境負荷低減のための目標の達成状況
  - ③「市民・事業者への環境配慮指針」の普及のための目標の達成状況
- ●「あびこエコ・プロジェクト推進本部」は、各課の計画の取り組み状況について点検を 行い、結果をとりまとめます。

#### (2) 計画及び点検・評価結果の公表

- ●「あびこエコ・プロジェクト推進本部」は、計画を策定又は改定したときは、随時、広報・ホームページなどにより公表します。
- ●「あびこエコ・プロジェクト推進本部」は、「あびこエコ・プロジェクト<温室効果ガス 排出量等調査結果>報告書」及び点検結果について、広報・ホームページなどにより公 表します。
- ●取組状況や目標達成状況を公表することによって、市民や事業者の環境行動の促進を図ります。

#### 資料編

#### 1 関係法令

#### 地球温暖化対策の推進に関する法律「温対法」

(平成10年法律第117号、令和4年法律第46号による改正)(関係部分抜粋)

#### (国及び地方公共団体の施策)

第十九条 国は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する知見及びこの法律の 規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団 体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の量の削減等のために必要な施策を総合的かつ効果 的に推進するように努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

#### (地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- 4 市町村(指定都市等を除く。)は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。
- 13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 [環境配慮契約法] (平成19年法律第56号、令和3年法律第36号による改正)(関係部分抜粋)

(地方公共団体及び地方独立行政法人の責務)

第四条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、地方公共団体にあってはその区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあってはその事務及び事業に応じて、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めるものとする。

(地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進)

第十一条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、当該地方公共団体及び地方独立行政法人に おける温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針を作成するよう努める ものとする。

- 2 前項の方針は、地方公共団体にあってはその区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあってはその事務及び事業に応じて、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する契約の種類について定めるものとする。
- 3 地方公共団体及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 地方公共団体及び地方独立行政法人は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表するよう努めるものとする。

#### 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律[グリーン購入法]

(平成12年法律第100号、令和3年法律第36号による改正)(関係部分抜粋)

(地方公共団体及び地方独立行政法人の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の事務及び事業に関し、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進)

- 第十条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。
- 2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあっては当該都道府県及び市町村の区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあっては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものとする。この場合において、特定調達品目に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 [省エネ法] (昭和54年法律第49号、令和4年法律第46号による改正) (関係部分抜粋)

#### (基本方針)

第三条 経済産業大臣は、工場又は事務所その他の事業場(以下「工場等」という。)、輸送、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換並びに電気の需要の最適化を総合的に進める見地から、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定め、これを公表しなければならない。

2 基本方針は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項、電気の需要の最適化を図るために電気を使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等の促進のための施策に関する基本的な事項その他エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する事項について、エネルギー需給の長期見通し、電気その他のエネルギーの需給を取り巻く環境、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとする。

#### (エネルギー使用者の努力)

第四条 エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に努めるとともに、電気の需要の最適化に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (エネルギー管理統括者)

第八条 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第十五条第一項又は第二項の中長期的な計画の作成事務並びにその設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を統括管理する者(以下この条及び次条第一項において「エネルギー管理統括者」という。)を選任しなければならない。

- 2 エネルギー管理統括者は、特定事業者が行う事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。
- 3 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理統括者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

#### (中長期的な計画の作成)

第十五条 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等について第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

#### (定期の報告)

第十六条 特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況(エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

#### 2 温室効果ガス総排出量の算出方法

温室効果ガス排出量は、活動量ごとに排出係数を乗じることにより算出します。

二酸化炭素( $CO_2$ )に換算するため、メタン( $CH_4$ )、一酸化二窒素( $N_2O$ )、ハイドロフルオロカーボン(HFC)は、さらに地球温暖化係数を乗じます。

温室効果ガス排出量(CO<sub>2</sub>換算) = 活動量 × 排出係数 × 地球温暖化係数

#### 活動量

電気使用量(kWh)、一般廃棄物焼却量(t)など

#### 排出係数

電気を 1kWh 使用した際の  $CO_2$  の排出量、一般廃棄物を 1t 焼却した際の  $CH_4$  の排出量など、活動量の単位当たりの温室効果ガス排出量を示す係数

#### 地球温暖化係数

 $CO_2$ を基準とした場合の各温室効果ガスの温暖化へ与える影響をもとに、 $CO_2$ の重量に 換算するための係数

#### 

# 対象とする組織及び施設等

No.	所属	課等名•管理施設	区分
1	企画総務部	企画政策課	
2		秘書広報課	
3		人事課	
4		行政管理課	市役所庁舎(本庁舎)
5	財政部	財政課	「印象別」」音(本月音)
6		課税課	
7		収税課	
8		資産管理課(本庁舎・議会棟・東別館・分館)	
9		資産管理課(西別館)	市役所庁舎(西別館)
10	市民生活部	市民課	市役所庁舎(本庁舎)
11		つくし野行政サービスセンター	
12		天王台行政サービスセンター	
13		湖北台行政サービスセンター	
14		湖北行政サービスセンター	行政サービスセンター
15		新木行政サービスセンター	
16		我孫子行政サービスセンター	
17		布佐行政サービスセンター	
18		市民協働推進課	市役所庁舎(本庁舎)
19		湖北台市民センター	
20		あびこ市民プラザ	
21		あびこ市民活動ステーション	
22		近隣センターこもれび	
23		久寺家近隣センター	
24		湖北台近隣センター	
25		根戸近隣センター	
26		新木近隣センター	コミユーア1 他成
27		布佐南近隣センター	
28		天王台北近隣センター	
29		我孫子南近隣センター	
30		近隣センターふさの風	
31		我孫子北近隣センター並木本館	
32		我孫子北近隣センターつくし野館	
33		市民安全課	古犯配序令 (大序令)
34		寿防犯ステーション	市役所庁舎(本庁舎)
35	健康福祉部	社会福祉課	本仍正广全 <i>(</i> 来叫会)
36		フリースペース「手賀沼のうなきちさん家」	一一 市役所庁舎(西別館)

No.	所属	課等名•管理施設	区分
37	健康福祉部	ヤング手賀沼	市役所庁舎(西別館)
38		健康づくり支援課	4= 4.1 +/==□.
39		休日診療所	福祉施設
40		障害者支援課	市役所庁舎(西別館)
41		あらき園	+==+,L++==∩.
42		障害者福祉センター	福祉施設
43		高齢者支援課	
44		我孫子北地区高齢者なんでも相談室	
45		我孫子市南地区高齢者なんでも相談室	<b>本仍正广全(</b> 亚则统)
46		天王台地区高齢者なんでも相談室	一一一 市役所庁舎(西別館)
47		湖北・湖北台地区高齢者なんでも相談室	
48		布佐・新木地区高齢者なんでも相談室	
49		つつじ荘	<del>⊅⊡</del> ⊅⊩t∕⊏≡Л
50		西部福祉センター	福祉施設
51		国保年金課	市役所庁舎(本庁舎)
52	子ども部	子ども支援課	
53		根戸小学校学童保育室・あびっ子クラブ	
54		高野山小学校学童保育室	
55		第二小学校学童保育室	
56		第三小学校学童保育室	市役所庁舎(西別館)
57		第四小学校学童保育室	
58		新木小学校学童保育室・あびっ子クラブ	
59		保育課(課のみ)	
60		すまいる広場	
61		子育て支援センター にこにこ広場	
62		寿保育園	
63		つくし野保育園	保育園
64		湖北台保育園	
65		子ども相談課	市役所庁舎(西別館)
66		こども発達センター	福祉施設
67	環境経済部	手賀沼課(課のみ)	
68		水の館	
69		中峠排水路浄化施設	水の館
70		高野山都市排水浄化施設	
71		谷津ミュージアム作業小屋	
72		クリーンセンター(焼却施設含む)	
73		粗大ごみ処理施設	クリーンセンター
74		終末処理場	<u> </u>
75		久寺家処理場	

No.	所属	課等名・管理施設	区分
76	環境経済部	新クリーンセンター(焼却施設含む)	
77		商業観光課	
78		手賀沼親水広場レンタサイクルステーション	
70		手賀沼公園ミニ鉄道・手賀沼公園レンタサイクルステーシ	
79		ョン(ミニ鉄道格納庫)	<b>士尔瓦广会 ///验</b>
80		アビシルベ	市役所庁舎(分館)
81		商業観光課(消費生活センター)	
82		企業立地推進課(課のみ)	
83		地域職業相談室	
84		農政課	
85		あびこ農産物直売所	水の館
86		市民農園	
87	建設部	道路課(課のみ)	
88		土木センター	
89		街路灯	
90		駅施設(EV・ESC)(新木駅と JR 請求分除く)	
91		駅施設(EV·ESC)(新木駅)	
92		駅施設(EV·ESC)(JR 請求分)	
93		自転車駐車場	
94		泉放置自転車保管所	
95		下水道課(課のみ)	
96		日本地所他マンホールポンプ	大切可产令 / <b>本</b> 则给)
97		旧久寺家汚水中継ポンプ場(防災倉庫等)	市役所庁舎(東別館)
98		治水課(ポンプ)	
99		金谷排水機場	
100		布佐ポンプ場	
101	都市部	都市計画課	
102		建築住宅課	
103		公園緑地課(課のみ)	
104		湖北台公園管理事務所	
105		公園外灯	
106		市街地整備課	
107	会計	会計課	市役所庁舎(本庁舎)
108	水道局	経営課	
109		工務課	
110		妻子原浄水場	水道局
111		久寺家浄水場	
112		湖北台浄水場	
113	消防本部	総務課(消防)	消防本部

No.	所属	課等名•管理施設	区分
114	消防本部	予防課	
115		警防課(器具置場を含む)	
116		西消防署	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
117		つくし野分署	 消防本部
118		東消防署	
119		湖北分署	
120	行政委員会	議会事務局	
121		監査委員会事務局	市役所庁舎(本庁舎)
122		選挙管理委員会事務局(行政管理課に含む)	
123		農業委員会事務局	水の館
124	教育総務部	総務課(教育総務部)	<b> </b>
125		学校教育課	
126		我孫子第一小学校	
127		我孫子第二小学校	
128		我孫子第三小学校	
129		我孫子第四小学校	
130		湖北小学校	
131		布佐小学校	
132		湖北台西小学校	
133		高野山小学校	
134		根戸小学校	
135		湖北台東小学校	学校
136		新木小学校	
137		並木小学校	
138		布佐南小学校	
139		我孫子中学校	
140		布佐中学校	
141		白山中学校	
142		湖北台中学校	
143		久寺家中学校	
144		湖北中学校	
145		指導課	
146		教育相談センター(課のみ)	
147	生涯学習部	生涯学習課	
148		生涯学習センター	教育委員会
149		湖北地区公民館	
150		文化・スポーツ課(課のみ)	
151		旧井上家住宅	
152		文化財整理室	

No.	所属	課等名・管理施設	区分
153	生涯学習部	旧村川別荘	
154		杉村楚人冠記念館	
155		つくし野多目的運動広場	
156		浅間前多目的広場	
157		ふれあいキャンプ場	
158		五本松運動広場	
159		布佐下多目的広場	教育委員会
160		白樺文学館	
161		市民体育館	
162		鳥の博物館	
163		図書館	
164		湖北台分館	
165		布佐分館	

<sup>※1</sup>施設管理課所管の西別館におけるエネルギー使用量等については、「市役所庁舎(西別館)」の区分とする。

<sup>※2</sup>我孫子南地区高齢者なんでも相談室(委託施設)は、本計画の基準年には設置されていなかったため、算定については対象外とするが、取り組みの実施を要請する。

# 第五次我孫子市地球温暖化対策実行計画 あびこエコ・プロジェクト5

令和3年3月策定

令和6年3月改定

#### 発 行 我孫子市環境経済部 手賀沼課

〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子 1858 番地

電話 04-7185-1484

FAX 04-7185-5869